

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

平成 29 年 8 月 16 日

株主各位

岩手県花巻市櫛ノ目第 2 地割 3 2 番地 1
株式会社ネクスグループ
代表取締役社長 秋山 司

当社は、平成 29 年 10 月下旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 8 月 31 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

以上